



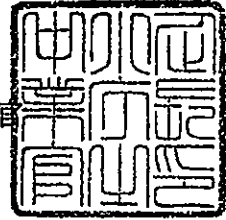
経済産業省

20180525中庁第4号

平成30年5月29日

北海道商工会連合会会長 殿

中小企業庁長官



平成30年中小企業実態基本調査への協力依頼について

平素から、中小企業庁が実施しております各種調査に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中小企業庁では、創業・新事業に挑戦する中小企業への支援、中小企業の人材育成・活用、中小企業金融の多様化・円滑化と中小企業の再生支援、商店街・中心市街地活性化などの施策の企画・立案及び実施のため、中小企業基本法に基づき、定期的に中小企業の実態を明らかにするための様々な調査を実施してまいりました。

この度、御協力をお願いします「中小企業実態基本調査」は、平成16年度にそれまで実施してまいりました幾つかの調査を整理統合し、中小企業関連統計の基本となる調査として創設したものであり、今年で15回目を迎えます。

平成30年度におきましても、調査対象業種に含まれる約320万の中小企業者から選定された約11万社を対象に、「平成30年中小企業実態基本調査」を7月上旬より実施することといたしました。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、調査対象に選定された中小企業の皆様からの調査協力が得られますよう、貴団体におかれましては各商工会及び会員企業への周知と、会員企業からの問い合わせへの対処方よろしくお願い申し上げます。



平成30年 中小企業実態基本調査 掲載記事例文

中小企業庁では、本年7月より「平成30年中小企業実態基本調査」を実施し、現在、調査対象企業への協力を呼び掛けています。

この調査は、平成16年度から毎年実施している一般統計調査で、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的としています。

調査対象企業は、総務省及び経済産業省が実施した「経済センサス-活動調査」の結果等をもとに、中小企業約320万社の中から約11万社を選出しています。

調査内容は、企業の概要や平成29年度の決算、委託や研究開発の状況などとなっています。

中小企業庁からは調査対象企業に対し調査協力依頼書や調査票などを送付し、調査への回答は、インターネット又は紙の調査票を選ぶことができます。

調査結果は、平成31年3月に速報を、同年7月に確報をホームページで公表します。また、中小企業白書・小規模企業白書にも集計結果や分析結果を掲載する予定となっています。

○対象範囲

- ①建設業、②製造業、③情報通信業、④運輸業、郵便業、⑤卸売業、小売業、
- ⑥不動産業、物品賃貸業、⑦学術研究、専門・技術サービス業、
- ⑧宿泊業、飲食サービス業、⑨生活関連サービス業、娯楽業、⑩サービス業
に属する中小企業。

○提出期限 平成30年8月31日（金）

○問い合わせ先

平成30年中小企業実態基本調査事務局
TEL：0120-262-535（フリーダイヤル）
03-6264-4671（直通）まで

○詳細は中小企業実態基本調査ホームページ

(<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>)